

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年12月27日 10時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市小曇島東方沖 大曇島大瀬灯台から真方位106° 1.6海里付近 (概位 北緯32° 52.2′ 東経129° 34.4′)
事故の概要	プレジャーボート怒涛丸は、南南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年1月17日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 怒涛丸、4.6トン NS3-506792（漁船登録番号）、個人所有 第292-44879号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	ブラケット及び船尾管に破損並びにプロペラ翼、プロペラ軸、舵軸及び舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約2.0m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、大曇島南方沖の釣り場へ向け、約10ノットの対地速力で長崎市池島南西方沖を南南西進中、小曇島東方沖の浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り上げて乗り切った。</p> <p>本船は、推進器及び舵が損傷して航行不能となり、船長が知人に救助を依頼し、来援した知人の船によって長崎県西海市瀬戸港にえい航された。</p> <p>船長は、小曇島周辺の海域を航行した経験がなく、本件浅瀬の存在を知らなかった。</p> <p>船長は、GPSプロッターの画面表示を適宜拡大して見ながら航行していたが、浅瀬が表示される設定にしていなかったため、進路上に本件浅瀬が表示されていなかった。</p> <p>船長は、目視で進行方向を確認したが、海上に白波が立っており、本件浅瀬を確認することができなかった。</p>
分析	本船は、池島南西方沖を南南西進中、船長が、GPSプロッターの画面表示を適宜拡大して見ながら航行していたものの、同プロッターを浅瀬が表示される設定にしていなかったことから、本件浅瀬の存在に気付かずに航行し、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、池島南西方沖を南南西進中、船長が、GPSプ

	<p>ロッターの画面表示を適宜拡大して見ながら航行していたものの、GPSプロッターを浅瀬が表示される設定にしていなかったため、本件浅瀬の存在に気付かずに航行し、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 出航前に航行予定海域の水路調査を行うこと。</li><li>・ GPSプロッターの設定を浅瀬が表示されるようにしておくこと。</li></ul>